

観音寺市告示第51号

観音寺市中小企業移住者雇用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

観音寺市長 白川晴司

観音寺市中小企業移住者雇用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中小企業者の人材確保並びに本市への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、東京圏から本市へ移住する者を雇用する中小企業者に対し、予算の範囲内で観音寺市中小企業移住者雇用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則(平成18年観音寺市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、発行株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を大企業が所有している中小企業者を除く。
- (2) 事業所等 事務所、営業所、工場、施設等をいう。
- (3) 移住者 観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱(平成31年観音寺市告示第47号)の規定に基づき観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付決定を受け、かつ、市内に住所を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、移住者を雇用する、市内に本社又は事業所等を有する中小企業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市税に滞納がないこと。
- (2) 市内の本社又は事業所等への採用及び配属を目的として移住者を雇用しているこ

と。

- (3) 暴力団等の反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業の事業を行う者でないこと。
- (6) その他市長が不相当と認める者でないこと。

（補助金の交付額等）

第4条 市長は、補助対象者に対し、補助対象者が雇用する移住者1人につき20万円を交付するものとする。ただし、同一の移住者に係る補助金の交付は、1回限りとし、過去に当該移住者に係るこの要綱による補助金の交付を受けた中小企業者がある場合は、補助金を交付しないものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市中小企業移住者雇用支援事業補助金交付申請書（様式第1号。次項において「交付申請書」という。）を補助金の交付の申請日の属する年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市税に滞納が無いことを証明する書類
- (2) 決算書など会社の業績がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、観音寺市中小企業移住者雇用支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付

を受けようとするときは、観音寺市中小企業移住者雇用支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害、移住者の病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

（1） 移住者が、補助金の交付の申請日から5年以内に本市から転出した場合

（2） 前条の規定に基づき補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が補助金の交付の申請日から1年以内に移住者を解雇した場合

（3） 虚偽の申請であること、又は移住者の雇用等の実態がないことが明らかになった場合

2 市長は、移住者の雇用状況等を確認するために必要と認めるときは、補助金受給者に書類の提出、立入調査の受入れ等を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による書類の提出、立入調査の受入れその他の市の求めに補助金受給者が応じないことにより移住者の雇用状況等を確認できないときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

4 市長は、第1項又は前項の規定により交付決定を取り消したときは、観音寺市中小企業移住者雇用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助金受給者に通知するものとする。

（返還請求）

第10条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定による補助金の返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

める額とする。

- (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 交付した補助金の全額
 - (2) 移住者が補助金の申請日から3年未満で市外に転出した場合 交付した補助金の全額
 - (3) 移住者が補助金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 交付した補助金の半額
 - (4) 補助金受給者が補助金の申請日から1年以内に移住者を解雇した場合 交付した補助金の全額
 - (5) 書類の提出、立入調査の受入れその他の市の求めに応じないことにより、市が移住者の雇用状況等を確認できない場合 交付した補助金の全額
- (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。